

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成29年9月19日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

冬季インターンシップ推進事業

### (2) 業務内容

企画提案仕様書のとおり

## 2 契約期間

平成29年10月（契約締結日）から平成30年3月30日まで

## 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (5) 緊急時に迅速な対応がとれること。
- (6) 静岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (8) 県税の滞納がないこと。
- (9) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (10) 県内企業の特徴や採用活動状況を熟知するなど、当該業務を確実に履行するための知識、能力、体制を有すること。

#### 4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局雇用推進課

電話：054-221-2811 FAX：054-271-1979 E-mail：koyou@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 企画提案募集要項及び企画提案仕様書の交付

ア 交付期間 平成29年9月20日（水）から平成29年10月2日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ

##### (3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案書、経費積算書、その他企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 平成29年10月4日（水）午後5時必着（郵送又は持参）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

##### (4) 企画提案書の説明

日時等 平成29年10月5日以降の指定した時間、場所

#### 6 その他

(1) この企画提案による契約は、当該業務に係る静岡県平成29年度9月補正予算の成立を条件とする。

(2) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案仕様書による。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局雇用推進課（電話番号 054-221-2811）とする。